

仙台市立宮城野中学校

令和3年度 父母教師会総会資料

総会次第

- 1 令和2年度 父母教師会活動報告 (P 1~6)

- 2 議 事
 - (1) 第1号議案 令和2年度 父母教師会会計決算書 (P 7)
 - (2) 第2号議案 令和3年度 父母教師会本部役員 (案) (P 8)
 - (3) 第3号議案 令和3年度 父母教師会活動計画 (案) (P 9)
 - (4) 第4号議案 令和3年度 父母教師会会計予算書 (案) (P 10)

- 3 連絡事項等

令和2年度 宮城野中学父母教師会活動報告

【PTA本部】

月	活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員顔合わせ ・臨時本部役員会 ・会議資料作成 ・総会資料作成 ・宮中父母教師会歓送迎会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時本部役員会 ・各学年、専門委員会 ・宮中健育役員会(書面) ・文化体育公演会役員会①(書面) ・区P連常任委員会 ・区P連総会 ・学校関係者評価委員会①(書面) ・榴岡わいわい会議(全7回)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・宮中入学式 ・本部役員会① ・運営委員会① ・宮中健育総会(書面) ・父母教師会総会(書面にて) ・区Pソフトバレーボール大会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー委員会① ・宮城野清掃 ・自衛隊夏祭り巡視 ・地区夜間巡視
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会② ・運営委員会② ・バザー委員会② ・榴岡わいわい夏祭り ・役員候補者推薦委員会顔合わせ
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時本部役員会議 ・健育交通当番 ・校区健育指導部反省会 ・バザー準備 ・校区健育研修会講演会及びきずなキャンペーン
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会 ・宮中バザー ・宮中バザー
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会③ ・運営委員会③ ・バザー委員会③ ・区P連研修大会 ・校区健育役員会② ・合唱コンクール交通見学 ・校区健育役員会懇親会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生保護者説明会参加 ・年末大掃除
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時本部役員会議 ・榴岡わいわい冬祭り
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会④ ・運営委員会④ ・宮中健育「はぐくみ」発行 ・学校関係者評価委員会 ・校区健育役員会③ ・文化体育公演会役員会②(書面)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・宮中卒業式 ・離任式 ・次期役員顔合わせ

※取り消し線は中止した活動

令和2年度 宮城野中学父母教師会活動報告

月	活動内容		
	広報委員会	保体委員会	健全育成委員会
4月			
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回広報委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回保体委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回健全育成委員会（4月延期分） 防犯子どもを守ろうデー 校区健全育成連絡協議会 第1回役員会 第2回健全育成委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回編集会議 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城野区PTA連合会 ソフトバレーボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> 校区健全育成連絡協議会総（書面会議） 市中総体巡視活動
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回編集会議 		<ul style="list-style-type: none"> 宮城野清掃 白衛隊夏祭り巡視活動 夜間巡視活動 非行防止教室
8月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回編集会議 		
9月		<ul style="list-style-type: none"> 地区親睦ソフトバレーボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> 校区健全育成連絡協議会指導部反省会 第2回役員会 秋の交通安全週間街頭指導
10月	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌「宮城野」第1号発行 第4回編集会議 PTAフェスティバルパネル製作 	<ul style="list-style-type: none"> PTAバザー (制服等リサイクル販売会) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> PTAフェスティバルパネル製作、 展示 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回保体委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 合唱コンクール当日の見守り及び誘導 校区健全育成連絡協議会 第2回役員会
12月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回編集会議 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎窓拭き清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯子どもを守ろうデー
1月			<ul style="list-style-type: none"> 第3回健全育成委員会
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回編集会議 		<ul style="list-style-type: none"> 校区健全育成連絡協議会 第3回役員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌「宮城野」第2号発行 反省会 		

※取り消し線は中止した活動

令和2年度 宮城野中学父母教師会活動報告

月	活動内容			活動内容
	1学年委員会	2学年委員会	3学年委員会	推薦委員会
4月				
5月		・第1回学年委員会	・第1回学年委員会	
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ・各行事について全て中止 </div>		・第2回学年委員会 (LINE会議)	
7月			・宮城野清掃 ・第3回学年委員会	
8月				・第1回推薦委員会 ・第2回推薦委員会
9月		・第2回学年委員会	・学年行事	・希望調査票作成
10月			・PTAバザー (制服等リサイクル販売会) ・第3回バザー実行委員会	
11月				
12月		・第3回学年委員会	・第4回学年委員会	・電話マニュアル作成
1月		・次年度学年委員選出打合せ		・在校生希望調査票回収
2月		・学年保護者会 ・クラス茶話会	・クラス茶話会(予定)	・次年度新入学生希望調査票回収 ・推薦委員三役会議① ・三役会議②(ZOOMテスト等) ・候補者選出完了
3月				・第3回推薦委員会 (ZOOMにて開催)

※取り消し線は中止した活動

令和2年度 宮城野中学父母教師会活動報告

月	活動内容			
	南 目	清 水 沼	五 輪	苦 竹 一・二
4月		<ul style="list-style-type: none"> →小田原、清水沼地区交通安全協会街頭活動 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> 原町一丁目町内会総会 原町南目二福祉会総会 	<ul style="list-style-type: none"> 小田原、清水沼地区交通安全協会総会 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 →町内会総会 →町内会役員退任者慰労会 	<ul style="list-style-type: none"> 苦竹第一厚生会総会
6月			<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 1丁目公園除草作業 	<ul style="list-style-type: none"> 苦竹第一厚生会役員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> 南目地区委員会総会 	<ul style="list-style-type: none"> 小田原、清水沼地区交通安全協会支部会議 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 盆踊り 小田原、清水沼地区交通安全協会街頭活動 カーブミラー等清掃 オンライン会議 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 →町内会サマーパーティー 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> 小田原、清水沼地区交通安全協会街頭活動 町内会役員会 清水沼公園清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 →原町地区防災訓練 →町内会役員敬老会 1丁目公園除草作業 	<ul style="list-style-type: none"> →原町防災訓練
10月		<ul style="list-style-type: none"> 清水沼町内会大運動会 町内会役員会 清水沼公園清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 防災訓練 ちびっこ広場除草作業 	<ul style="list-style-type: none"> →苦竹一地区芋煮会 PTAバザー(制服等販売会)
11月		<ul style="list-style-type: none"> 清水沼地区防災訓練 清水沼公園清掃 役員会 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 次年度役員選出 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 小田原、清水沼地区交通安全協会報告、会食会 清水沼公園清掃 	<ul style="list-style-type: none"> →町内会清掃活動 	
1月		<ul style="list-style-type: none"> 次年度地区役員募集 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 	<ul style="list-style-type: none"> 新年度役員選出
2月	<ul style="list-style-type: none"> 南目地区委員会総会 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン役員会議 町内会役員会 次年度地区役員選出 分散会 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 新旧役員引継ぎ →町内会清掃活動 	<ul style="list-style-type: none"> →苦竹第一厚生会新年会 新旧役員引継ぎ
3月	<ul style="list-style-type: none"> 卒業祝い記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 卒業、進級記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 卒業、進級記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 進級、卒業記念品贈呈

※取り消し線は中止した活動

令和2年度 宮城野中学父母教師会活動報告

月	活 動 内 容				
	苦竹三 北 三	松 原 東 大 通	苦 竹 坂 下	銀 杏 町	萩 野 町 宮 千 代
4月	<ul style="list-style-type: none"> 各町内会会長への挨拶 苦竹三地区町内会総会 		<ul style="list-style-type: none"> 入学お祝い記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会総会 	
5月			<ul style="list-style-type: none"> 町内会総会 	<ul style="list-style-type: none"> 育成会総会 町内集会所清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 地区役員会（LINE） 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 		<ul style="list-style-type: none"> 町内集会所清掃 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 北三地区町内会総会 地区役員用連絡網作成配付 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会 	<ul style="list-style-type: none"> 町内緑地公園清掃 町内防犯パトロール 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 地区役員会 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 夏祭り 	<ul style="list-style-type: none"> 町内防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 役員顔合わせ 夏祭り
9月	<ul style="list-style-type: none"> 北三地区芋煮会 原町防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 町内会敬老祝賀会 		<ul style="list-style-type: none"> 八幡神社祭り 地区敬老会 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 芋煮会 		
11月		<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 地区役員会（LINE） 	<ul style="list-style-type: none"> 町内お祭り 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会役員会
12月		<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 新年度役員選出 		<ul style="list-style-type: none"> 町内緑地公園清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 親睦会
1月		<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 新役員選出 	<ul style="list-style-type: none"> 新役員選出 	
2月		<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 新旧役員引継ぎ 卒業、進級祝い贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 新旧役員顔合わせ 分散会 	<ul style="list-style-type: none"> 新旧役員引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 反省会
3月		<ul style="list-style-type: none"> 夜間防犯パトロール 防犯パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業、進級祝い贈呈 地区新旧役員引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業お祝い会 進級お祝い記念品贈呈 	

※取り消し線は中止した活動

令和2年度 宮城野中学父母教師会活動報告

月	活動内容				
	苦竹自衛隊	宮城野三	東宮城野	小田原	榴岡
4月		・自治会役員会		・小田原、清水沼地区 交通安全協会街頭指導	・地区名簿作成
5月				・小田原、清水沼地区 交通安全協会街頭指導	
6月	・地区役員会	・第1回地区役員会		・小田原、清水沼地区 交通安全協会支部 定時総会	
7月		・地区臨時総会	・役員名簿配布	・小田原、清水沼地区 交通安全協会支部会議	・宮城野清掃
8月				・小田原、清水沼地区 交通安全協会街頭活動 ・カーブミラー等清掃	
9月				・小田原、清水沼地区 交通安全協会街頭活動	
10月		・バザー寄贈品回収			
11月	・地区役員会				
12月		・第2回地区役員会		・小田原、清水沼地区 交通安全協会反省会	
1月		・第3回地区役員会 ・地区総会			・地区総会 ・親睦会 ・新役員選出
2月	・地区総会 ・新役員選出	・第4回地区役員会	・地区総会 ・新旧役員引継ぎ ・卒業進級祝い贈呈		・役員選出
3月	・卒業、進級記念品贈呈	・卒業祝い記念品贈呈 ・自治会総会			

※取り消し線は中止した活動

第1号議案

令和2年度 仙台市立宮城野中学校父母教師会決算書

1. 収入 4,595,968 円
 2. 支出 2,701,538 円
 3. 残高 1,894,430 円

1 収入総額 4,595,968 円
 (内訳)

項目	2年度予算額	2年度決算額	比較増減	摘要
繰越金	1,263,480	1,263,480	0	
会費	3,288,750	3,289,000	250	(4,000円+1,000円)×実家庭数(657)×0.95、教職員42
市補助金	40,000	40,000	0	PTA活動費補助
公衆電話料金	15,000	3,480	-11,520	公衆電話料金
雑収入	0	8	8	事業積立利息
合計	4,607,230	4,595,968	-11,262	

2 支出総額 2,701,538 円
 (内訳)

項目	2年度予算額	2年度決算額	比較増減	摘要
運営費	1,254,200	485,814	-768,386	
事務費	334,200	25,411	-308,789	印刷機インク、事務用品代など
会議費	80,000	42,585	-37,415	諸会議費
研修費	120,000	54,768	-65,232	PTA表彰参加助成、資料代
記念品費	400,000	338,000	-62,000	入学・卒業記念品代、離任式花束代
慶弔費	200,000	10,000	-190,000	香典代
負担金	90,000	15,050	-74,950	P運営協力金、校外指導連盟負担金
雑費	30,000	0	-30,000	表彰状用紙代
本部活動費	120,000	108,921	-11,079	本部活動費
専門部活動費	1,205,000	689,469	-515,531	各専門委員会活動費
広報委員会	400,000	101,889	-298,111	会誌「宮城野」年2回発行
保体委員会	150,000	150,000	0	顔認証ターミナル自立スタンド・ベーススプレーセット
健育委員会	40,000	40,000	0	顔認証ターミナル自立スタンド・ベーススプレーセット
地区委員会	450,000	373,200	-76,800	活動費、各地区活動助成
学年委員会	140,000	3,000	-137,000	2学年通信費
内訳 会議費				
学年活動費				
役員推薦委	25,000	21,380	-3,620	会議費
環境美化活動費	60,000	0	-60,000	環境美化
健全育成協議会	20,000	20,000	0	校区健全育成協議会負担金
プール運営補助	0	0	0	プール不使用
行事補助金	600,000	651,273	51,273	合唱会場使用料、卒業式会場使用料など
事業積立金	0	0	0	事業積立金(含記念事業)
公衆電話料金	60,000	41,911	-18,089	公衆電話料金(含リース代、基本料金)
防犯対策費	90,000	21,000	-69,000	巡回ウインドブレーカー代
PTA協議会会費	620,000	646,700	26,700	PTA協議会会費
予備費	578,030	36,450	-541,580	個人情報漏洩補償制度、非接触型温度計
合計	4,607,230	2,701,538	-1,905,692	

3 差引残高 1,894,430 円

上記のとおり報告いたします。

令和3年3月29日

仙台市立宮城野中学校父母教師会

会長 三浦 方也

会計 梅津 真裕美

会計 関 正典

監査報告

監査の結果、諸帳簿ならびに諸書類とも適正に記載され、執行されていることを認めます。

令和3年3月29日

仙台市立宮城野中学校父母教師会

監事 外崎 悦子

監事 西村 英代

第2号議案

令和3年度 宮城野中学校父母教師会本部役員候補者（案）

役 職 名	名 前	生 徒 名	学 年	地 区
会 長	三 浦 方 也	彩 希	2	銀 杏 町
副 会 長	鎌 田 保 人	優 咲	2	銀 杏 町
副 会 長	菅 原 智 子	臣 吾	3	南 目
副 会 長	岩 渕 裕 子	実 桜	3	萩野町・宮千代
庶 務	七 日 市 未 央	望	3	東 宮 城 野
庶 務	吉 川 愛	仁	3	苦 竹 一 ・ 二
庶 務	菊 地 悦 子	穂 隼 香 弥	2	榴 岡
庶 務	降 矢 正 子	あ か り	1	萩野町・宮千代
庶 務	佐 藤 文 絵	海 斗	1	銀 杏 町
庶 務	北 島 裕 美	功 基	1	銀 杏 町
庶 務	飯 尾 知 美	秀 美	1	苦 竹 一 ・ 二
庶 務	佐 藤 奈 緒 子	拓 実	1	銀 杏 町
会 計	梅 津 真 裕 美	俊 佑	3	萩野町・宮千代
会 計	高 橋 千 恵 子	優 希	1	小 田 原
会 計	関 正 典	主 幹		教 諭
事 務 長	大 倉 秀 之	教		頭
参 与	我 妻 仁	校		長

第3号議案

令和3年度 宮城野中学校父母教師会 活動計画（案）

/	()	臨時本部役員会	19時～
4/23 (金)		父母教師会総会	書面にて
		学年委員会（1・2・3学年）	14時30分～
		専門委員会（広報・保体・健全育成）	14時30分～
/	()	第1回本部役員会	19時～
/	()	第1回運営委員会	19時～
中止	/	() 歓送迎会	
/	()	第2回本部役員会	19時～
/	()	第2回運営委員会	19時～
/	()	地区対抗ソフトバレーボール大会	
/	()	宮中PTAバザー	

*本部役員会、運営委員会は随時開催する予定です。

*上記以外に学年委員会、専門委員会、推薦委員会、バザー実行委員会などの活動を随時開催いたします。

*各委員会の活動計画は、委員会において決定します。

第4号議案

令和3年度 仙台市立宮城野中学校父母教師会予算書(案)

1 収入総額	5,422,180 円	1.収入	5,422,180 円
(内訳)		2.支出	5,422,180 円
		3.残高	0 円

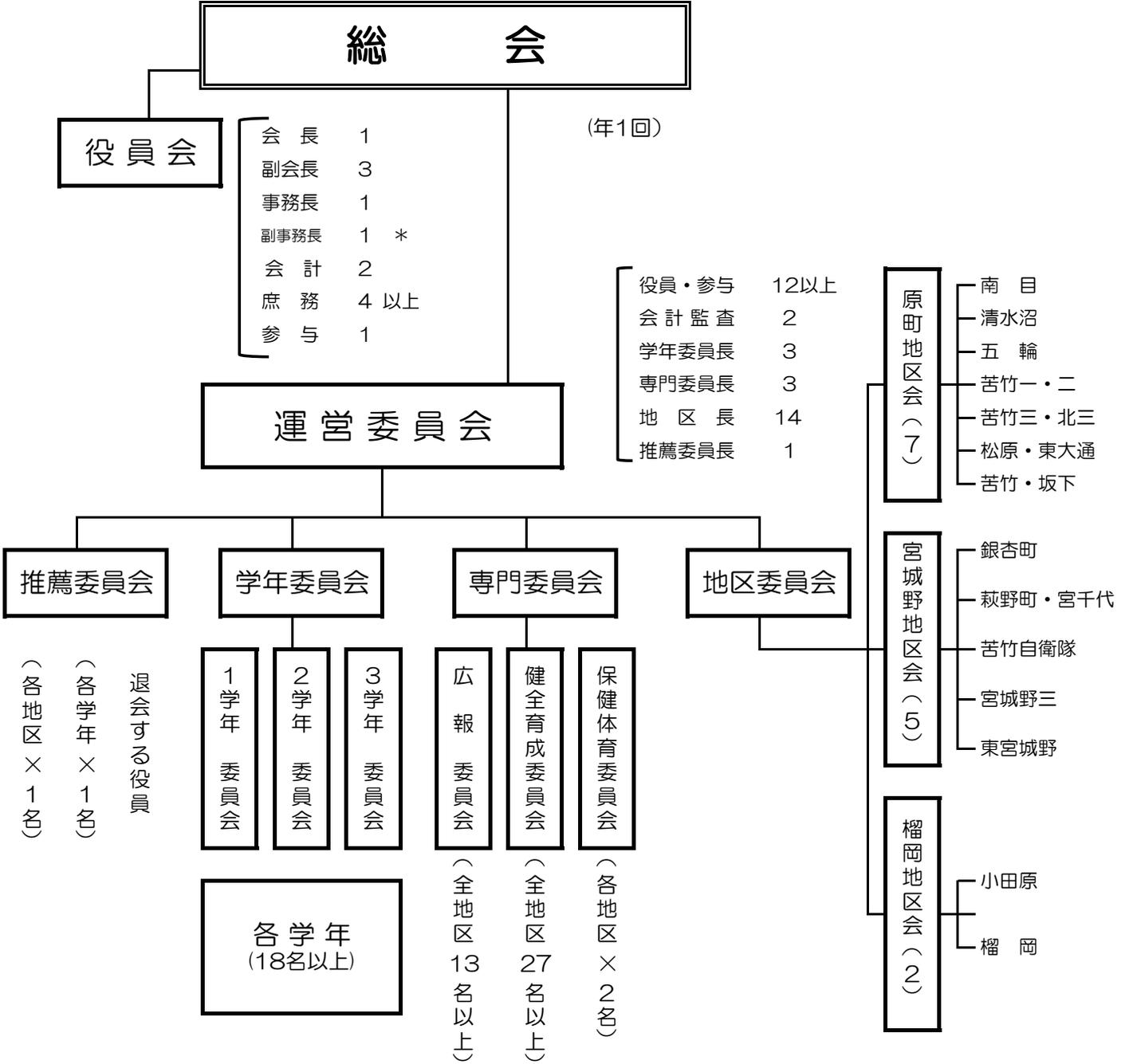
項目	2年度予算額	3年度予算額	比較増減	摘 要
繰越金	1,263,480	1,894,430	630,950	
会費	3,288,750	3,472,750	184,000	(4,000円+1,000円)×実家庭数(689)×0.95, 教職員50
市補助金	40,000	40,000	0	PTA活動費補助
公衆電話料金	15,000	15,000	0	公衆電話料金
雑収入	0	0	0	
合計	4,607,230	5,422,180	814,950	

2 支出総額 5,422,180 円
(内訳)

項目	2年度予算額	3年度予算額	比較増減	摘 要
運営費	1,254,200	1,370,000	115,800	
事務費	334,200	350,000	15,800	印刷機コピー機インク・マスター, 事務用品代
会議費	80,000	80,000	0	諸会議費
研修費	120,000	120,000	0	各種研修会参加助成, 資料代
記念品費	400,000	600,000	200,000	入学・卒業記念品代, 離任式花束代
慶弔費	200,000	100,000	-100,000	香典など
負担金	90,000	90,000	0	P運営協力金, わいわい夏祭り協賛金, 校外指導連盟負担金
雑費	30,000	30,000	0	
本部活動費	120,000	120,000	0	本部活動費
専門部活動費	1,205,000	1,205,000	0	各専門委員会活動費
広報委員会	400,000	400,000	0	会誌「宮城野」年2回発行
保体委員会	150,000	150,000	0	活動費
健育委員会	40,000	40,000	0	活動費, 中総体巡視旅費日当
地区委員会	450,000	450,000	0	活動費, 地区懇談助成, 各地区活動助成
学年委員会	140,000	140,000	0	活動費, 行事費
内訳 活動費				20,000×3つの学年
学年行事費				学年行事補助
役員推薦委	25,000	25,000	0	会議費
環境美化活動費	60,000	60,000	0	環境美化
健全育成協議会	20,000	20,000	0	校区健全育成協議会負担金
プール運営補助	0	0	0	プール不使用
行事補助金	600,000	800,000	200,000	合唱会場, 研修会謝礼, ポラ謝礼, 卒業式会場
事業積立金	0	0	0	事業積立金(含記念事業)
公衆電話料金	60,000	60,000	0	公衆電話料金(含リース代, 基本料金)
防犯対策費	90,000	90,000	0	保護者名札, 防犯マップ等
PTA協議会会費	620,000	620,000	0	PTA協議会会費
予備費	748,980	1,077,180	328,200	個人情報漏洩補償制度等, コロナウイルス対応費等
合計	4,573,980	5,422,180	848,200	

3 差引残高 0 円

宮城野中学校 父母教師会組織図



○ 学年委員会・専門委員会・地区委員会の委員を、それぞれ兼務することができる。

* 教頭2名の場合のみ副事務長をおくものとする

仙台市立宮城野中学校父母教師会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は仙台市立宮城野中学校父母教師会と称し、事務所を同校内におく。
- 第2条 本会は仙台市立宮城野中学校の父母（父母に代わる者を含む）及び教職員をもって組織する。
- 第3条 本会の会員は本会の費用を分担する義務をもつ。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の提携協力により生徒の健全な育成を図るとともに、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学校と家庭の緊密な連絡提携
 - (2) 教育施設及び教育環境の改善
 - (3) 生徒の保護及び学習の奨励援助
 - (4) 会員相互の教養研修
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 本会の事業の運営を民主化し効率化するために学年委員会、地区委員会及び専門委員会をおく。
- 学年委員会、地区委員会及び専門委員会の設置と運営に関する規定は、別にこれを定める。
- 第7条 本会はその性格上次の点を守らなければならない。
- (1) 宗教又は政党に偏した行動をすることができない。
 - (2) 他のいかなる団体からも支配や干渉を受けてはならない。

第三章 役職員

- 第8条 本会に次の役員及び会計監査をおく。
- 会長1名、副会長3名、事務長1名（教頭）、会計2名（内1名は教職員）、庶務4名以上、会計監査2名（1学年監事1名、2学年監事1名）、副事務長1名（教頭が2名の場合該当）
- 第9条 役員は、総会において役員候補者推薦委員会が候補者を推薦し、その総会の承認によって決める。会計監査2名は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。役員候補者推薦委員会については別に定める。
- 第10条 本会に書記若干名をおく。書記は役員に諮って会長がこれを委嘱する。
- 第11条 役員及び書記、会計監査の任務は次のとおりである。
- | | |
|-------|---|
| 会 長 | 本会を代表し、会務を統括する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、会長が事故あるときはあらかじめ会長の指示した順位に従って任務を代行する。 |
| 会 計 | 本会の会計を管理し報告する。 |
| 庶 務 | 本会の庶務及び記録に当たる。 |
| 会計監査 | 本会の会計を監査し総会で報告する。 |
- 第12条 役員任期は1年とし毎年改選する。ただし、再任を妨げない。欠員のため就任した役員任期は、前任者の残留期間とする。

- 第13条 本会に顧問及び参与をおくことができる。
2 顧問及び参与は総会に諮り会長が委嘱する。
3 参与は校長が当たる。
4 顧問は会長の諮問に応じ、参与は本会の会務運営に参画する。
5 顧問の任期は1年とし継続も認める。

第 四 章 会 合

- 第14条 総会は本会の最高議決機関で毎年1回開く。ただし、役員会において必要と認められた時は、臨時に総会を開くことができる。
総会においては役員を選出及び会則の変更並びに事業の計画、経費の予算、会費の決定、決算の承認、その他会務の運営に関して協議決定する。
- 第15条 役員会は、役員及び参与をもって構成し、会務の企画運営について連絡協議する。
- 第16条 運営委員会は、役員・参与・会計監査及び各専門委員長、各学年委員長並びに各地区長をもって構成し、会務の企画、執行に関して会長の諮問に応ずる。
また、必要に応じて上記以外の招集もある。
- 第17条 総会及び役員会、運営委員会は会長がこれを招集する。また、会長が必要と認めるとき特別委員会を招集することができる。
- 第18条 会合の議事は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 五 章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費及び寄付金、事業収益金並びにその他をもってこれに充てる。会費は普通会費及び臨時会費の二種とし、普通会費は毎月、臨時会費は必要の都度、会員からこれを集める。
- 第20条 普通会費の額は総会に諮って決める。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 六 章 個人情報の取り扱いに関する規定

- 第22条 仙台市立宮城野中学校父母教師会(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。
- 第23条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第24条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。
- 第25条 本会における個人情報データベース取扱者は役員・各委員会委員長とする。
- 第26条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 第27条 本会は、個人情報収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 第28条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。
- 第29条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
(1) PTA会費の集金業務、管理業務
(2) その他の文書の送付
(3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
(4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
(5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載
- 第30条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第31条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第32条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第33条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第34条 本会は、個人情報を第三者（第33条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
(1) 第三者の氏名
(2) 提供する対象者の氏名
(3) 提供する情報の項目
(4) 対象者の同意を得ている旨
- 第35条 第三者（第33条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
(1) 第三者の氏名
(2) 第三者が個人情報を取得した経緯
(3) 提供を受ける対象者の氏名
(4) 提供を受ける情報の項目
(5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第36条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第37条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第38条 本会は、役員・専門・学年・地区・推薦の委員長・会員・専門・学年・地区・推薦の委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第39条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第40条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第28条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則

第41条 この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な事務規程は、役員会に諮って会長が別にこれを定める。

第42条 この会則は昭和30年4月1日からこれを実施する。

昭和44年 3月31日改正
昭和44年12月22日改正
昭和47年 3月21日改正
昭和48年 2月27日改正
昭和49年 4月24日改正
昭和52年 4月21日改正
昭和55年 4月25日改正
昭和61年12月16日改正
昭和62年12月16日改正
平成 2年 4月28日改正
平成 6年 3月 2日改正
平成 8年 3月 6日改正
平成 9年 3月 5日改正
平成12年 2月28日改正
平成15年 2月27日改正
平成16年 2月26日改正
平成17年 2月25日改正
平成18年 4月21日改正
平成19年 3月 9日改正
平成19年 4月26日改正
平成20年 4月30日改正
平成22年 2月 9日改正
平成27年 4月17日改正
平成28年 4月28日改正
平成31年 4月26日改正

専 門 委 員 会 規 程

- 第1条 本会に次の三つの委員会をおく。
 広報委員会、保健体育委員会、健全育成委員会
- 第2条 専門委員会は専門委員若干名で組織し、その委員は各地区会及び職員の推薦により会長が委嘱する。
- 2 各委員会の委員の推薦母体及び人数は下のとおりとする。

委 員 会 名	推 薦 母 体	人 数
広 報 委 員 会	全 地 区	13 名 以 上
保 健 体 育 委 員 会	各 地 区	各 地 区 2 名
健 全 育 成 委 員 会	全 地 区	2 7 名 以 上

- 第3条 各委員会に委員長1名、副委員長若干名（内1名は教職員）をおく。
- 2 委員長、副委員長は各委員の互選によって決める。
- 3 委員長、副委員長、委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長はその委員会を代表しその属する事務を管理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。
- 6 委員会は、必要に応じ又は会長の要請があったとき、委員長が招集する。
- 第4条 各専門委員会の所管事項は次のとおりとする。
 広報委員会：本会の広報誌の編集、発行に関する事項。
 保健体育委員会：厚生及び会員の保健体育に関する事項。
 健全育成委員会：会員の子弟の生活指導、健全育成に関する事項。
- 第5条 専門委員会の議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 第6条 その他専門委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会において適宜定めることができる。
- 第7条 特別委員会、予算編成に関する事項
- 付 則 本規程は平成16年 2月26日より実施する。
 平成27年 4月17日一部改正

地 区 委 員 会 規 程

- 第1条 本会は地区ごとに地区会をおく。
- 第2条 地区会は学校と家庭の緊密な連携を図り、校外における生徒の生活指導、教育の理解、地区の教育環境の改善、地区会員及び生徒の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 各地区会に地区長1名、副地区長1名以上の地区会役員をおく。
 地区役員は地区会の推薦により、会長が委嘱する。その任期は1年とする。
- 2 ただし、再任を妨げない。
- 第4条 地区会の役員の任務は下記のとおりとする。
- 2 地区長は各地区を代表し、地区委員会目的達成のための企画運営に当たる。
- 3 副地区長は地区長を補佐し、地区長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 第5条 その他、地区会の運営に関し必要な事項は各地区会において適宜定めることができる。

学年委員会規程

- 第1条 本会に学年ごとの学年委員会をおく。
- 第2条 学年委員会は会員相互の親睦を深め、生徒、教師、父母一体となって学年の教育向上を図るとともに、他学年と連携を密にし父母教師会運営を円滑にすることを目的とする。
- 第3条 各学年委員会は、互選により18名以上選出した委員をもって組織する。
- 2 委員は学年委員会の活動に協力するとともに、学年委員会に意見を述べるができる。
- 3 学年委員会は必要に応じて委員長が招集し、学年に関することを会長に具申することができる。
- 第4条 各学年委員会に委員長1名、副委員長2名以内、会計2名、監事2名の学年役員をおく。
- 2 学年役員は委員の互選により選出する。
- 3 学年役員の任期は1年とし再任は妨げない。
- 4 学年役員の任務は会則12条に準ずる。ただし、監事は学年の会計の監査にあたる。代表監事は父母教師会の会計の監査、文化体育後援会の会計の監査にあたる。
- 5 学年役員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 第5条 学年総会は学年最高の議決機関で、学年役員が必要と認めるとき委員長が招集する。総会においては事業計画、会費の決定及び予算、決算の審議のほか、学年委員会規程第2条に関する事項について審議する。
- 第6条 会合の議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 第7条 学年委員会活動のための経費は、学年会員の負担する会費をもってこれに充てる。
- 第8条 その他、学年委員会の運営に関し必要な事項は、各学年ごとに適宜定めることができる。
- 付 則 本規程は平成16年 2月26日より実施する。
平成20年 4月30日一部改正
平成25年 4月19日一部改正

役員候補者推薦委員会規程

- 第1条 会則第9条に基づく役員候補者推薦委員会をおく。
- 第2条 役員候補者推薦委員会は、各地区より1名、各学年より1名、退会される役員及び学校職員より2名をもって組織する。
- 第3条 役員候補者推薦委員会に委員長1名、副委員長若干名（内1名は学校職員）をおく。委員長、副委員長は互選によって選出する。
- 第4条 役員候補者として選定後、あらかじめ運営委員会へ報告し、総会の承認を受ける。
- 第5条 役員候補者推薦の具体的方法は本委員会で決める。
- 第6条 本委員会の委員は、会長が委嘱し、総会の承認をもって解任とする。
- 第7条 本委員会の活動費は予算の中で定める。
- 付 則 本規程は平成18年 4月21日より実施する。
平成19年 4月26日一部改正

仙台市立宮城野中学校父母教師会「表彰内規」

- 第1条 (目 的)
本会の目的達成のために本校に尽力し、その功績が顕著である会員をこの規程に基づいて表彰する(今年度卒業生を持つ会員)。
- 第2条 (表 彰)
表彰を受ける会員は、次の各号のひとつに該当するものとする。
(1) 卒業生を持つ会員で、その卒業生の在学中に本部役員、専門・学年・地区の正副委員長をされた会員。
(2) 以上のほか、とくに功績の顕著な会員。
- 第3条 (保 存)
表彰は、卒業式当日記念品等を贈り、贈呈者名簿に登載し、それを保存する。
- 付 則
この内規は、昭和61年11月29日から施行する。
平成 8年 3月 6日一部改正
平成19年 3月 9日一部改正
平成25年 3月 9日一部改正
平成28年 4月28日一部改正

仙台市立宮城野中学校父母教師会 慶弔規程

- 第1条 本規程は本会会員の慶事、弔事に際して本会の慶意、弔意の表し方について定めるものとする。
- 第2条 本会会員が次の各項に該当した場合、各項に応じて慶弔の意を表す。
(1) 本会会員が死亡した場合・・・香典10,000円 弔電
(2) 生徒が死亡した場合・・・香典10,000円 弔電
- 第3条 近隣小学校の慶事、祝事に際しては各々の行事に応じて祝意を表す。
- 第4条 本規程にない事項については本部役員会の審議に委ねるものとする。
- 第5条 この規程は3年ごとにその時の時勢に合わせ検討するものとする。
- 付 則 本規程は平成 6年12月 9日より実施する。

令和3年度 仙台市立宮城野中学校職員組織

No.	職名	氏名	担当	主な校務分掌	教科	部活動	委員会	PTA	地区
1	校長	我妻 仁	—	校務全般	社会	—	—	参与	—
2	教頭	大倉 秀之	—	校務全般	社会	—	—	事務長	—
3	主幹教諭	関 正典	教務主任	教育課程全般	技術	バレーボール	—	会計	学区外
4	教諭	菅原芽衣子	生徒指導主事	生徒指導全般	保体	バスケットボール	—	健育	—
5	教諭	今井 徳彦	いじめ対策担当	生徒指導全般	社会	バレーボール	—	—	小田原
6	教諭	三上 正彦	1年主任	学年運営	英語	ソフトボール	学年	学年	銀杏町
7	教諭	佐々木秀樹	1年副主任	自分づくり教育担当	保体	野球	保健	—	東宮城野
8	教諭	大野 更子	1-1担任	食育教育主任	家庭	科学工作	給食	—	宮城野三
9	教諭	東海林百花	1-2担任	合唱コンクール・生徒会担当	音楽	吹奏楽	中央	—	五輪
10	教諭	佐藤 誠基	1-3担任	学力向上担当	英語	サッカー	環境美化	—	萩野町・宮千代
11	教諭	阿部 司	1-4担任	時間割・受賞台帳担当	数学	ソフトボール	環境美化	文体会計	榴岡
12	教諭	鈴木里於夕	1-5担任	選挙管理委員会担当	数学	バドミントン	選挙管理	—	松原
13	教諭	大場 志保	1-6担任	学校図書館教育主任	国語	茶華道	図書	文体会計	南目
14	講師	渡邊 哲哉	1-7担任	社会科主任	理科	水泳	情報福祉	—	苦竹三
15	講師	寺田 陽子	1-8担任	国際理解教育担当	英語	バレーボール	保健	保体	萩野町・宮千代
16	教諭	下林 昌裕	1年副担任	校誌担当	国語	水泳	情報福祉	—	学区外
17	教諭	加藤 博美	1年副担任	スクールサポートスタッフ担当	社会	バドミントン	給食	—	苦竹一・二
18	教諭	勝然 達雄	2年主任	学年運営・環境教育	技術	バスケットボール	学年	学年	苦竹一・二
19	教諭	木村 仁彦	2年副主任	副教務主任	音楽	吹奏楽	学年	—	苦竹自衛隊
20	教諭	高橋 萌美	2-1担任	特別活動主任	英語	卓球	中央	—	清水沼
21	教諭	藤原 爽志	2-2担任	理科主任	理科	剣道	保健	—	五輪
22	教諭	安達 京子	2-3担任	美術科主任	美術	美術	安達	広報	萩野町・宮千代
23	教諭	熊谷 雄也	2-4担任	数学科主任・情報福祉・ボランティア主任	数学	サッカー	情報福祉	健育	榴岡
24	教諭	鳥山 理奈	2-5担任	安全指導担当	国語	ソフトテニス	図書	—	小田原
25	教諭	熊谷 綾	2-6担任	地域連携担当	理科	ソフトテニス	環境美化	—	榴岡
26	教諭	早坂 勝	2-7担任	研究主任	数学	バドミントン	環境美化	—	萩野町・宮千代
27	教諭	安部理恵子	2年副担任	給食主任	国語	茶華道	給食	—	学区外
28	教諭	佐々木綾香	2年副担任	掲示・情操教育主任	英語	ソフトテニス	情報福祉	—	小田原
29	教諭	野崎 勝也	3年主任	学年運営	保体	陸上競技	学年	学年	五輪
30	教諭	菅原 真紀	3年副主任	教科書主任	理科	科学工作	保健	—	銀杏町
31	教諭	千葉 智也	3-1担任	部活動主任	理科	バスケットボール	環境美化	—	銀杏町
32	教諭	三浦 裕介	3-2担任	街頭指導担当	数学	バドミントン	学年	健育	苦竹自衛隊
33	教諭	佐藤 史絵	3-3担任	国際理解ALT担当	英語	剣道	中央	—	東宮城野
34	教諭	和田 圭介	3-4担任	学校HP・一斉メール担当	国語	卓球	中央	—	小田原
35	教諭	伊藤麻里子	3-5担任	道徳教育推進教諭・保健主事	保体	陸上競技	環境美化	保体	苦竹三
36	教諭	駒木根知幸	3-6担任	管理主任	英語	バスケットボール	情報福祉	—	宮城野三
37	教諭	長江 恭子	3-7担任	人権教育主任	社会	体操	図書	文体会計	苦竹一・二
38	教諭	畠山 智	3年副担任	進路指導主事	数学	野球	情報福祉	—	松原
39	教諭	伊藤由紀子	3年副担任	NIE担当・学籍主任	社会	剣道	給食	広報	榴岡
40	教諭	坂田 三郎	—	フレッシュ研修指導教員	保体	柔道(美術)	—	—	南目
41	教諭	丸山 涼子	教育相談主任	不登校対策専任教諭・ステーション担当	国語	(水泳)	—	—	苦竹・坂下
42	教諭	菘輪真理子	菘学級1組	特別支援教育主任・特別支援コーディネーター	菘	吹奏楽	—	—	清水沼
43	講師	小岩 明仁	菘学級2組	特別支援教育担当	菘	野球	—	保体	苦竹・坂下
44	教諭	遠藤 千秋	菘学級3組	特別支援教育担当	菘	陸上競技	—	—	苦竹自衛隊
45	講師	北上 開人	菘学級4組	特別支援教育担当・拾得物	菘	ソフトテニス	—	—	東宮城野
46	教諭	佐々木幸一	菘学級5組	防災主任	菘	陸上競技	—	—	清水沼
47	30時間講師	中野渡寿子	—	—	美術	—	—	—	—
48	支援員	齋藤 和子	特別支援学級支援員	特別支援教育担当	菘	—	—	—	—
49	養護教諭	岡崎ゆかり	—	保健指導	—	—	保健	—	—
50	養護教諭	吉元 春香	—	保健指導	—	—	保健	—	—
51	事務主任	竹澤 訓郎	—	庶務全般	—	—	—	—	—
52	主事	野林 達也	—	庶務全般	—	—	—	—	—
53	総括主任	横田 義昭	—	—	—	—	—	—	—
54	嘱託技師	佐々木純子	—	—	—	—	—	—	—
55	ALT	クリスタル・マ	—	—	英語	—	—	—	—
56	スクールカウンセラー	千葉 紀子	—	—	—	—	—	—	—
57	さわやか相談員・学校図書事務	川畑 真紀	—	—	—	—	—	—	—
58	学校図書事務	櫻田 祐子	—	—	—	—	—	—	—
59	給食/パート	荒井美由紀	—	—	—	—	—	—	—
60	給食/パート	中村小百合	—	—	—	—	—	—	—
61	給食代替パート	北嶋亜弥子	—	—	—	—	—	—	—

1 0 月		1 1 月		1 2 月		1 月		2 月		3 月	
日 曜	行事予定	日 曜	行事予定	日 曜	行事予定	日 曜	行事予定	日 曜	行事予定	日 曜	行事予定
1 金	生徒会役員選挙	1 月	避難訓練②	1 水	教育相談③	1 土	元日 閉庁	1 火	私立入試A 宮中オープンスクール	1 火	
2 土		2 火	合唱コンクール学年 リハーサル	2 木	教育相談④	2 日	閉庁	2 水		2 水	学年懇談・学級懇談 ③1・2年
3 日		3 水	文化の日	3 金	教育相談⑤	3 月	閉庁	3 木	私立入試B	3 木	
4 月	教育実習打合せ	4 木	第3回教科研究会	4 土		4 火	御用始め	4 金		4 金	公立高等学校入試
5 火		5 金	3年:中間考査	5 日		5 水		5 土		5 土	
6 水	学校保健委員会13:00	6 土		6 月		6 木		6 日		6 日	
7 木		7 日		7 火	2年:ファイナンスパーク①	7 金	冬期休業終了	7 月		7 月	公立高校実技試験
8 金	一学期終業式	8 月		8 水	2年:ファイナンスパーク②	8 土		8 火		8 火	職員会議
9 土	仙台市新人大会①	9 火		9 木		9 日		9 水	学年末考査①	9 水	3年生を送る会
10 日	仙台市新人大会②	10 水	合唱コンクール	10 金	小中合同会議15:30~	10 月	成人の日	10 木	学年末考査②	10 木	公立高校追試験
11 月	臨時休業日	11 木	QU調査	11 土		11 火	冬休み明け全校集会 1・2年実力考査	11 金	建国記念日	11 金	鎮魂の日
12 火	秋季休業日	12 金		12 日		12 水	私立推薦入試及び特 待生・奨学生選考日	12 土		12 土	卒業式
13 水	秋季休業日	13 土		13 月	授業作り訪問①	13 木		13 日		13 日	
14 木	二期始業式	14 日		14 火		14 金		14 月		14 月	振替休業日
15 金	3年実力考査③	15 月		15 水	職員会議	15 土	ワイワイ祭り(検討 中)	15 火	職員会議・卒業認定 会	15 火	学年打合せ
16 土		16 火	職員会議	16 木		16 日		16 水		16 水	公立高校合格発表
17 日		17 水		17 金	新入生保護者説明 会	17 月	授業作り訪問②	17 木		17 木	学級編成会議
18 月	後期教育実習開始 専門委員会⑥	18 木	1・2年中間考査	18 土		18 火		18 金	専門委員会⑨	18 金	学級編成会議
19 火	職員会議	19 金	小中合同あいさつ運動	19 日		19 水		19 土		19 土	
20 水	中央委員会⑥	20 土		20 月	学年打合せ	20 木		20 日		20 日	
21 木	1年天文台学習	21 日		21 火		21 金	2年:科学館学習	21 月	学年打合せ	21 月	春分の日
22 金	学年打合せ	22 月	学年打合せ	22 水		22 土		22 火	中央委員会⑨	22 火	
23 土		23 火	勤労感謝の日	23 木	冬休み前全校集会 調査書等作成委員会	23 日		23 水	天皇誕生日	23 水	公立校二次募集 小中連絡会
24 日		24 水	専門委員会⑦	24 金	冬期休業開始(1月 7日まで)	24 月	職員会議	24 木	学年懇談・学級懇談 ③3年	24 木	修了式
25 月	球技大会(2年)	25 木		25 土		25 火	専門委員会⑧	25 金		25 金	学年末休業日 職員打合せ 新入生予備登校
26 火	球技大会(1年)	26 金	中央委員会⑦	26 日		26 水	学年打合せ	26 土		26 土	
27 水	球技大会(3年)	27 土		27 月		27 木	中央委員会⑧	27 日		27 日	
28 木	第3回教科外研究会	28 日		28 火	御用納め	28 金		28 月		28 月	離任式 送別会
29 金	3年:進路説明会	29 月	教育相談①	29 水	閉庁	29 土				29 火	
30 土		30 火	教育相談②	30 木	閉庁	30 日				30 水	
31 日				31 金	閉庁	31 月				31 木	

平成33年4月14日

保護者 様

仙台市立宮城野中学校
校長 我 妻 仁

令和3年度学校諸費について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年度学校諸費につきまして、令和3年度変更点と集金額について下記のとおりお知らせいたします。納入につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 変更点

- ①生徒会費、文体後援会費を通常集金にします。
コロナ禍により令和2年度は減額しておりましたが、通常集金額に戻ります。
- ②集金回数を1回にします。(5月集金)
保護者負担となる手数料を減らします。
- ③学校誌費を生徒会費と統合します。
会計を統合することで全体の集金額を減らします。

2 令和3年度集金額

【1学年】	
項目	金額
PTA会費	5,000
生徒会費	5,200
文体後援費	3,800
1学年費	5,000
合計	19,000

【2学年】	
項目	金額
PTA会費	5,000
生徒会費	5,200
文体後援費	3,800
2学年費	6,200
合計	20,200

【3学年】	
項目	金額
PTA会費	5,000
生徒会費	5,200
文体後援費	3,800
3学年費	11,700
同窓会費	300
合計	26,000

PTA会費は実家庭での集金となります。弟妹生徒を実家庭としますので兄弟の集金ではPTA会費を差し引いた額となります。

3 集金方法

- (1) ゆうちょ銀行学校指定口座への振込み
- (2) 5月中旬に配布する「払込取扱票」により、ゆうちょ銀行ATM又は郵便局窓口にて5月末日までに振込みください。
- (3) 送金やインターネットバンキングからお振り込みされる場合は、学年・組・生徒氏名が分かるようにしてください。
- (4) 振込み手数料は保護者様の負担となります。ご了承ください。
※振込み手数料 郵便局窓口203円 ATM152円

不明な点、質問等は下記担当までご連絡ください。

担当：事務室 竹澤 電話：256-0215

令和3年4月23日

保護者の皆様へ

仙台市立宮城野中学校
校長 我妻 仁

「生徒心得」について（お願い）

陽春の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。本校の教育活動に對しましては、日頃より深い御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では、生徒たちが学校内外で安全に生活をしたり、適切なマナーを身に付けたりするために学校生活のきまり「生徒心得」を設けております。生徒には学校で指導しておりますが、新学期のスタートに合わせて生徒たちの健やかな成長に向け、保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。なお、詳細は別紙「生活心得」を御覧下さい。

1 校内生活について

① 生活時間

本校では、始業時刻は8時25分となっておりますが、朝読書や朝学習等に余裕を持って、スムーズに取りかかれるように8時20分までに登校するように指導しております。

朝食を摂らずに、慌てて登校する生徒が散見されます。安全に登校し、授業や諸活動に集中するためにもしっかりと朝食を摂り、始業時刻に間に合うように早寝・早起き、朝ご飯等、生活リズム作りに御協力をお願いいたします。

② 服装と身なり

清潔でさわやかな服装・髪型を心がけるように指導しております。奨励服の着方について御配慮下さい。残念ながら、その場で直せない「異装」が見られた場合、期限を決めて直すように指導しております。それでも改善が見られない場合は、保護者の方に連絡をし、生徒を下校させて、身なりを整えてから再登校するようにしております。なお、奨励服や運動着のほつれ等については、随時、修繕をお願いいたします。御協力をお願いいたします。

③ 持ち物

学校での諸活動に関係のないものは持たせないようにしてください。携帯電話は持ち込みの禁止を原則としております（詳細は4月の保護者会全体会資料を御覧下さい）。なお、不要物を学校へ持ってきた場合は、担任が一時的に相応期間預かり、生徒本人あるいは保護者の方にお返しします。無許可での携帯電話の持ち込みについては保護者の方にお返しすることになっております。

2 校外生活について

① 外出

宮城野区内でも不審者被害が多発しております。また、寄り道をしたり、生徒たちだけで夜間遅くに出歩いているとの御指摘を地域の方々からいただきます。様々な犯罪の被害に遭わないように、不必要な夜間外出をしないように心配りください。

② インターネット

携帯電話やコンピュータによる生徒間のトラブルが後を絶ちません。学校でも機会をとらえて適切な使い方を指導しております。御家庭においても、お子様の携帯電話やコンピュータ（タブレット型コンピュータ）、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機等の使用の状況を確認したり、「携帯電話は居間で充電する」、「コンピュータは家族の前で使用する」、「フィルタリングを設定する」等の使用ルールについて話し合い、ネット詐欺等の犯罪や誹謗・中傷の加害者・被害者にならないように各家庭で対策を講じてください。

【生徒心得について】

「生徒の安全確保」、「施設の保全」、
「よりよい人間関係作りのための基本マナーや社会性の定着」
のために以下のように定めます

1 校内生活

(1) 登校・下校

- ① 通学は、交通ルール・マナーを守り徒歩（自転車通学は禁止）で行います。公共機関を使って通学する場合は学校長の許可を得る必要があります。
- ② 家庭環境調査票に記入している通学路を通して通学しよう。
- ③ ネクタイをするなどしっかりした服装で登校しよう。部活動の朝練習の場合は運動着登校を認めますが、朝の会前には制服に着替えましょう。
- ④ 8時25分前にはゆとりをもって登校し（8時20分には登校していきましょう!）、教室内の自分の座席に着席をして読書（※3年生は学習）をしましょう（8時35分まで）。なお8時25分に自分の席に着いていない場合は、遅刻になります。
また、定期考査の2週間前からは読書ではなく朝学習を行います（8時25分～8時35分）
- ⑤ 不審者対策のため8時25分には昇降口を施錠します。それ以降に登校した生徒は、校舎南側職員室への外入口から入りましょう（来賓玄関や職員玄関から入ってはいけません）。
- ⑥ 「おはようございます」と明るく挨拶を交わし、1日をスタートしよう。
- ⑦ 登校時のみ、1年1組～2組、3年1組～4組、2年1組～4組までの生徒は西階段（プール側）を、1年3組～8組、3年5組～7組、2年5組～7組までの生徒は中央階段（エレベータ前）を通るようにしよう。
- ⑧ 登下校の途中で、コンビニやスーパー・飲食店に立ち寄ってはいけません。また、寄り道をしないようにしよう。登下校中の飲食は禁止です。
- ⑨ 不審者遭遇等の予防のため、人通りの多いところをなるべく通り、できるだけ複数で登下校しよう。
- ⑩ 傘は名前を書いておき、昇降口の傘たてを使用しよう。
- ⑪ 欠席や遅刻の連絡は家の人に電話してもらおう。（8時10分まで）
- ⑫ 事前に翌日以降欠席する都合がわかっている場合や、早退するとき、体育や部活動の見学の時は、生徒手帳に保護者を書いてもらい（印も押す）担任の先生に提出しよう。
- ⑬ 無断で校外に出ることは禁止します。
- ⑭ 学校で体調が悪くなり、早退する際は、先生から保護者に連絡を取ってから早退します。勝手に早退はできません。

(2) 日直

- ① 早めに登校し、8時10分までに職員室に出席簿や学級日誌などを取りに行きましょう。（職員打ち合わせの8時15分以降は職員室に入れません）
- ② 授業で教室を移動する際の消灯・戸締まりをしよう。
- ③ 1日の生活状況を学級日誌に記入しよう。

(3) 朝の活動

- ① 学年または学級の計画にしたがって、学級委員や係を中心に自主的に取り組もう。
- ② 1日のスタートです。落ち着いた雰囲気の中で活動しよう。
また、1日の生活に「テーマ」を持って（例「挨拶をしっかりする！」）生活し、社会性スキルをしっかり身に付けましょう。

(4) 朝の会

- ① 係の号令でしっかり朝の挨拶をしよう。
- ② 服装をしっかりと確認しましょう。
- ③ 貴重品は持ってこないようにしましょう。間違えて持ってきた場合は朝の時点で担任に預けよう。なお、集金があって担任に提出する際は朝の時間に忘れずに提出しましょう（名前の書いた封筒に入れて）。

(5) 授業

- ① 休み時間中に次の授業の準備をし、定時着席を守ろう。
- ② 係の合図でしっかり始業・終業の挨拶をしよう。
- ③ 移動教室の時は、休み時間中に移動を完了しよう。
- ④ 落ち着いた雰囲気の中、意欲的に課題意識を持って学習に取り組もう。

(6) 休み時間

- ① 学習に関係ない物を持ってきてはいけません。持ってきた場合は預かります（特に、携帯電話やゲーム機等の高価な物や危険な物は保護者に学校に取りに来ていただきます）。
- ② 他の教室に入らないようにしましょう。また、移動教室以外、他の階に行かないようにしましょう。
- ③ 走り回ったり危険な行為はしないようにしましょう。

- ④ 安全のため、ベランダへの出入りは禁止です。
- ⑤ エレベーターや、ひろびろトイレ（普段施錠）を使用する場合は先生の許可をとりましょう。
- ⑥ 中庭や階段の転倒防止柵内での物の投げ捨て、階段柵に登ったりいたずらをしないようにしましょう。
- ⑦ 立入禁止区域や高校敷地は侵入禁止です。
- ⑧ 校舎北側の廊下や教室は授業のみの使用で、休み時間には立ち入らないこと（移動時のみ使用可）。
- ⑨ 教室以外の特別教室や廊下等の戸や窓を勝手に開けたり、ストーブを操作したりないようにしよう
教室以外の部屋の窓や戸の開閉や、ストーブの操作をする場合は、先生にしてもらおう。
- ⑩ 全学年、男子は自分の教室で着替えます。女子は学年毎の指定された場所で着替えましょう。一度、運動着になった場合は、それ以降は、運動着のままで授業を受けてもよしとします。
- ⑪ 昼休みの校庭の使用は、生徒会の指定日となります。外のボールを貸し出します。
- ⑫ 職員室への出入口は、学年ごとに指定します（1年：西側入口、2・3年：東側入口）
カバンを廊下に置いて上着（コート類やオーバーパンツ等）を脱いで「失礼します」「失礼しました」と礼儀正しくし、はっきりと用件を話しましょう。

(7) 昼食

- ① 手洗いをすませ、係中心に配膳など準備をしましょう。
- ② 食事の作法を守り、楽しく食べよう。
- ③ 決められた時間まで立ち歩いたりしないようにしましょう。
- ④ 協力して後片付けしよう。
- ⑤ 弁当のときの飲み物は水筒とします。中身は水やお茶、スポーツドリンクとします。なおペットボトルや缶は不可です（部活動でも同様）
- ⑥ 水筒を使つての水分補給は、休み時間、弁当時か部活動中とします。弁当で出たごみは必ず持ち帰ること。

(8) 清掃

- ① 清掃は運動着で行います。昼休み中に着替えましょう。
- ② 分担区に素早く移動し責任を持って取り組もう。
- ③ 雑巾やほうき等、使い終わった清掃用具はきれいにし整頓して片付けよう。
- ④ 終わったら担当の先生に必ず点検してもらおう。

(9) 帰りの会

- ① 1日の反省をしっかりとしよう。
- ② 翌日の予定や準備物をメモしよう。

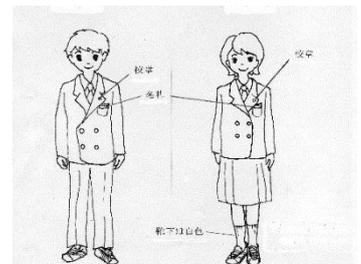
(10) 部活動

- ① すべての荷物を活動場所に持っていきます。放課後教室には入れません。
- ② 部長中心に協力し合い、充実した活動ができるよう努めましょう。
- ③ 後始末をしっかりしましょう。
- ④ 部室は各部の用具の収納とカバン置き場としての目的以外の使用は認めません。活動中は施錠するようにしましょう。また常にきれいに使用することを心掛け、月に1回はしっかり掃除をしましょう。
- ⑤ 下校時間を守りましょう。終了時間は、16:45（17:00 完全下校）です。ただし延長届けを出している部活動の活動時間は次のとおりです。

・ 4月～県・市新人大会	18:15 終了, 18:30 完全下校
・ 県・市新人大会終了後～学年末考査	17:15 終了, 17:30 完全下校
・ 学年末考査終了後～ 3月	17:45 終了, 18:00 完全下校
- ⑥ 帰宅するまで学校の授業と考えます。帰宅途中の寄り道や買い食いはいないようにしよう。

2 集会

- ① 集合は、学級ごと、静粛に、迅速に行おう。
- ② 先頭には、学級委員がつき誘導しよう。
なお、体育館への移動通路は次のようにします。
◇ 1, 3年：中央階段通行, ◇ 2年：西階段通行
- ③ 学級委員の指示にしたがい、素早く整列しよう。
- ④ 集会中は、私語を慎み、集中して話を聞こう。



3 服装

- (1) 本校指定の奨励服（図参照）とします。※女子のスラックスあり。
- (2) ネクタイ（男子紺色、女子エンジ色）を着用します。
- (3) 校章、学年学級入りの名札を所定の位置につけましょう。
※登下校時や校外の活動の際は、名札の着用はしなくてもかまいません。
- (4) 白ワイシャツを着用します。ただし開襟シャツ・ソフトシャツは認めません。

- (5) ワイシャツの中は、色物・派手な模様のTシャツの着用は認めません。
- (6) 夏服期間はブレザーやネクタイを着用しなくてもかまいません。※女子はベストも着用しなくてもかまいません。
- (7) ベルトの色は、黒・紺・茶等の質素なものとしします。
- (8) 冬季に着用する防寒着は、派手ではないものとしします。なお、ウインドブレーカーを着用してもかまいません。膝掛けの使用は認めていません。
- (9) セーター・カーディガンはブレザーの中に着用し、ブレザーのかわりに着用できません。色は紺・黒・白・グレーなどでVネックとしします。※セーター・カーディガンのかわりにパーカーの着用はできません。
- (10) 靴下は白色（ワンポイントは認める）としします。ルーズソックスの着用は禁止です。短ソックスは白を基調としします。なお、短ソックスは、ジャージ着用時のみ着用できます。奨励服着用時に、女子はスクールソックス（やや長めの靴下）を着用しします。※短ソックスは不可です。
- (11) 装飾品（ピアス・ブレスレット・ネックレス・指輪など）、化粧品は厳禁です。
- (12) ズボン、タックの入ったものや自分のウエストと比べて極端に大きなウエストサイズのもの禁止としします。
- (13) スカートの丈はひざが隠れるくらいとしします。ストッキングの色はベージュとし、黒のタイツを着用してもかまいません。
- (14) 髪型
- ① 中学生らしい清潔感のある髪型としします。
 - ② 染髪・脱色などは認めません。
 - ③ 長い髪は編むか、黒・紺・茶のゴムで結ぶ。（リボン等は認めない）
- (15) 通学用の靴は、運動靴としします。上靴は、指定の学年色の線が入ったものとしします。
- (16) カバン・持ち物について
- ① カバンは指定の背負いカバンとしします。ただし、背負いカバンに入りきれないときはセカンドバックなどを使用しても良いです。セカンドバックのみでの通学は原則禁止です。
 - ② 持ち物には必ず氏名を記載しよう。
 - ③ 貴重品や高価な物は学校に持ってこないようにしましょう。集金などの理由により持ってきた場合は、朝の時点で担任に預けましょう。また、集金の際は、封筒に名前を書いて封をし提出しよう。
 - ④ 学習や学校行事に関係ないものを学校に持ってこないようにしましょう。特に、携帯電話・エアガン・ドライバー・ナイフ・ゲームなどは厳禁としします。携帯電話や高価な物、危険な物は、学校で預かって、保護者に返却しします。預かりにしたがわない場合は、保護者に学校に来ていただき取り上げてもらいます。
 - ⑤ 休み時間・部活動中で必要があれば水分補給として飲料を認めます。ただし、水筒を持参しします。中身は水、お茶、スポーツドリンクのみとしします。なお、ペットボトルは認めません。※体育の時間については先生の許可を得てください。休み時間や部活動中以外（登校・下校中）は飲んではいけません。水筒の中身は家庭で準備し、登校・下校中に買ってはいけません。授業中に飲む等、違反があった場合、その生徒については許可を取り消す場合もあります。なお、スポーツドリンクの摂取過多は歯等の健康等を損なう恐れもあるため、水やお茶の持参が望ましいです。

※指定の指定カバンの図



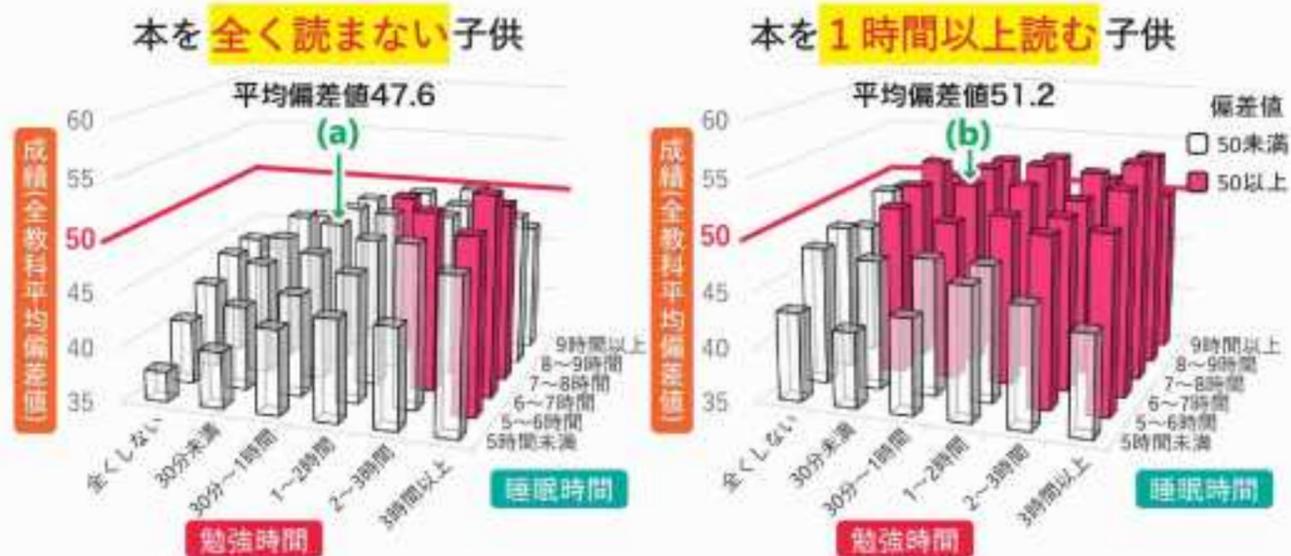
4 校外生活

- (1) 宮城野中学校の生徒としての自覚と誇りを持って行動し、常に身分証明書（生徒手帳）を携行しよう。
- (2) 行き先・目的・帰宅時間・同行者等を必ず家の人に告げてから外出しよう。
- (3) 塾等、親の責任のもと行動する場合を除き、4～9月は午後6時、10～3月は午後5時には帰宅しよう。
- (4) インターネットカフェ、マンガ喫茶等への出入りはしない。また、カラオケボックスへの出入りは保護者同伴であっても自粛しよう。特にパチンコやゲーム場（大型スーパー内も含む）等の出入りは保護者同伴でも禁止です。
- (5) ネット（LINE や Twitter 等）やメールでのトラブル防止のため、うわさ話や悪口等の書き込みはいけません。個人情報や写真、動画、音声等の掲載や書き込みが確認された場合は、保護者に学校へ来てもらい、保護者の責任のもと削除してもらいます。

5 証明書交付

- (1) 学割などの証明書が必要な場合は、担任に相談しよう。
- (2) 申込用紙を事務室より受け取り、必要事項を記入の上、事務室に提出しよう。

短い時間であっても、読書習慣があると学力に良い影響があることがわかっています。下の図は小学5年生から中学3年生の勉強時間、睡眠時間、成績との関係を示しています。それを平日1時間以上家で本を読む子供(右)と平日に家で本を全く読まない子供(左)の2グループに分けています。読書をする子供では、短い勉強時間でも成績が上がっていることが明らかになっています。



【図4】1日あたりの読書時間別にみた成績、勉強時間と睡眠時間との関係 (対象：平成28年度小5～中3)

- ①本を全く読まない子供たち(左)は、たくさん勉強しても平均50付近にとどまっている。
- ②本を1時間以上読む子供たち(右)は家庭学習時間が短くても平均50を超えている。例えば本を全く読まない子供たち(左)は30分勉強して7時間ほど寝ている場合に成績が平均に届かない(a)が、同じ場合であっても本を1時間以上読む子供たち(右)の成績は平均を超えている(b)。



読書は知の元! まずは興味のある本を手にとってみましょう。

発行元:学習意欲の科学研究に関するプロジェクト

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 川島 隆太(東北大学加齢医学研究所長) | 筒井 健一郎(東北大学生命科学研究科教授) |
| 杉浦 元亮(東北大学加齢医学研究所教授) | 松崎 泰(東北大学加齢医学研究所助教) |
| 榎 浩平(東北大学加齢医学研究所助教) | 春日 文隆(仙台市立原町小学校長) |
| 土田 茂(仙台市立富沢中学校長) | 藤家 貴光(仙台市教育委員会学校教育部長) |
| 鎌田 康彦(仙台市教育委員会学校教育部参事) | 佐藤 全(仙台市教育センター所長) |
| 田辺 泰宏(仙台市教育委員会学びの連携推進室長) | |

事務局

- 多賀野 修久(仙台市教育委員会学びの連携推進室主幹)
 村上 秀樹(仙台市教育委員会学びの連携推進室主任指導主事)
 鈴木 香里(仙台市教育委員会学びの連携推進室指導主事)

仙台市ホームページ(仙台市教育委員会)
 「学習意欲の科学研究に関するプロジェクト」



「ながらスマホ」にご用心! 知らないうちに成績が…!

— 仙台市標準学力検査、仙台市生活・学習状況調査におけるこれまでの分析結果から —

スマホの使用時間を1時間未満に抑えて
成績アップ!

勉強中に使うスマホアプリの数が
増えるほど成績に悪影響(>_<)

毎日読書する習慣を身につけましょう!

生活・学習状況 調査の目的

- ①児童生徒の学習状況や生活習慣等について、全市的な規模で客観的な分析・把握を行う
- ②各学校が、自校の成果と課題を把握・分析し、指導の工夫・改善を図る
- ③調査結果を、個に応じたきめ細かな指導の充実に生かす

調査内容(質問紙調査)

- 学校生活 ○授業 ○学習意欲 ○家庭生活 ○自由時間 ○家庭学習等
 ○社会・地域とのかかわり ○道徳心・挑戦・夢 ○自分づくり

実施状況等

- ①実施校数:全市立小学校119校 全市立中学校64校 市立中等教育学校1校
- ②実施日:令和2年6月22日(月)~7月3日(金)の期間中、学校ごとに実施日を設定
- ③有効回答数

学年	有効回答数	学年	有効回答数
小5	8,505人	小6	8,729人
中1	8,310人	中2	7,969人
中3	7,637人		

※今年度のリーフレットは令和2年度調査の結果ではなく、過去のリーフレットの要点を再構成し掲載しています

スマホの使用時間はどのくらいがいいのでしょうか？

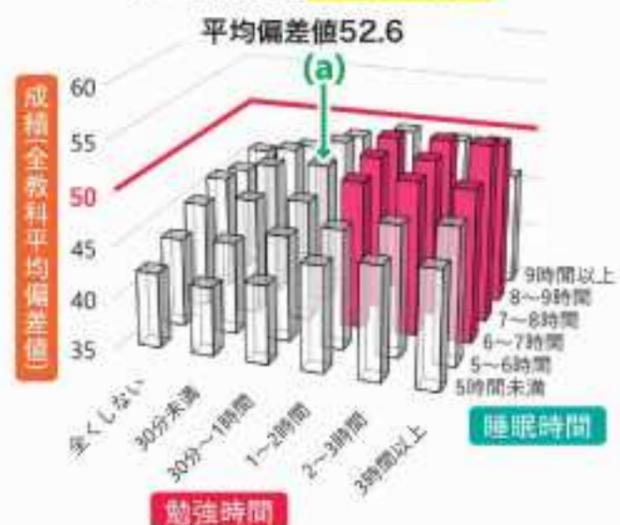
これまでの調査から、長時間のスマホ使用が子供たちの学力に悪影響を及ぼしていることが分かっています。脳科学研究でも、インターネットやゲーム使用時間の長い子供たちにおいて、脳の広い範囲で悪影響がみられることが示されています。

下の図は、家庭での平日スマホ使用1時間以上と1時間未満の子供たちで、どのくらい寝て勉強をすると成績が良くなるかを示しています。

まず学習時間が長いと成績が高いことがわかります。そして右図のスマホ使用1時間未満の子供たちで成績の伸びが良いことが読み取れます。睡眠時間が少ない/多すぎる場合でも成績が下がります。



スマホ使用1時間以上



スマホ使用1時間未満



【図1】1日あたりのスマホ使用時間別にみた成績、平日の勉強時間と睡眠時間との関係
(対象:平成30年度小5~中3)

①スマホ使用1時間以上の子供たち(左)は、たくさん勉強しても平均50付近にとどまっている。

②スマホ使用1時間未満の子供たち(右)は、家庭学習時間が短くても平均50を超えている。例えばスマホ使用1時間以上の子供たち(左)は30分勉強して7時間ほど寝ている場合に成績が平均に届かない(a)が、同じ場合であってもスマホ使用1時間未満の子供たち(右)の成績は平均を超えている(b)。

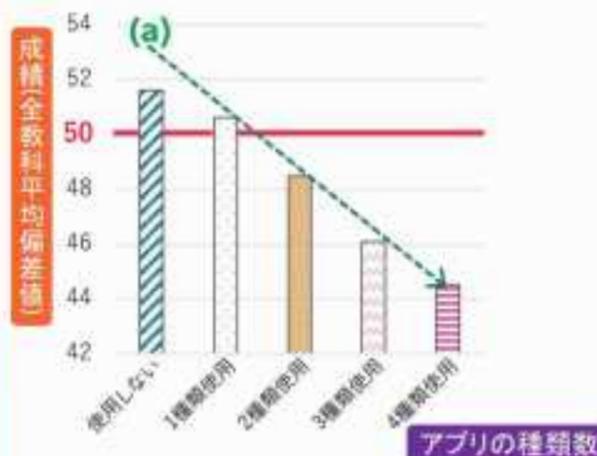


「スマホは1日1時間まで」
ルールを守って自己管理能力を育てましょう!

勉強中にスマホをいじっていませんか？

みなさんは家庭学習のとき、スマホをどこに置いていますか？

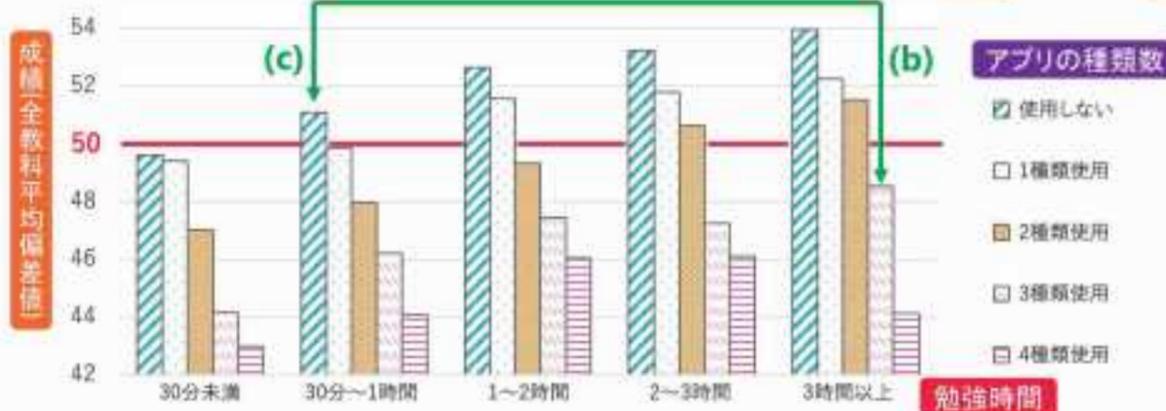
勉強中の「ながらスマホ」では、学習効果が悪く、成績に結びつきにくいことがわかっています。



【図2】勉強中の使用アプリの種類数と成績
(アプリの種類:LINE、ゲーム、動画、音楽)

①【図2】勉強中に利用するスマホアプリの種類数が多いほど、成績が下がってしまっている(a)。

②【図3】勉強時間にかかわらず、「ながらスマホ」は成績を下げる。例えば、アプリを3種類以上使用しながら3時間勉強している子供たち(b)よりも、集中して30分勉強している子供たち(c)の方が成績が高い。



【図3】平日の家庭学習時間別にみた勉強中の使用アプリの種類数と成績

親子で
考えよう!

スマホの利点
(メリット)

スマホの欠点
(デメリット)

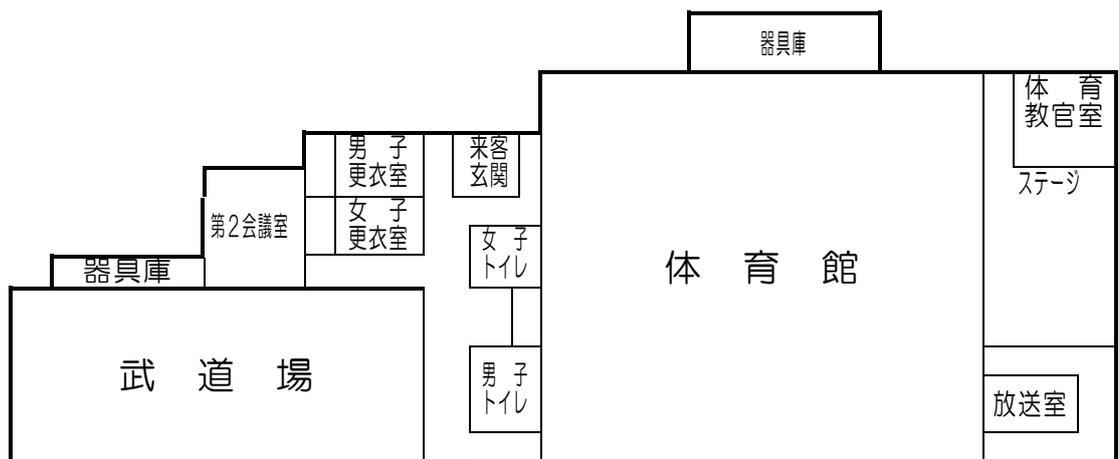
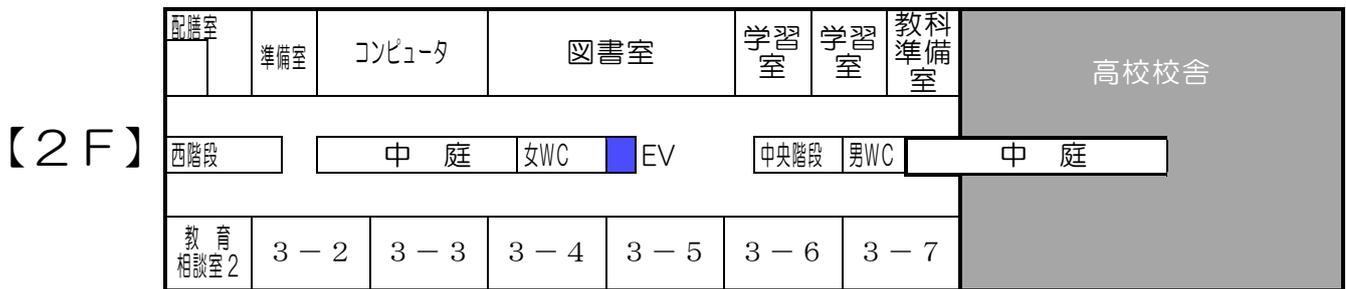
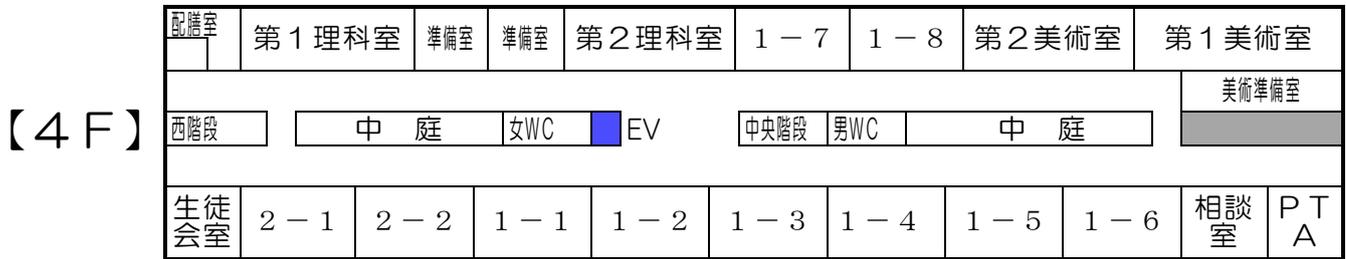
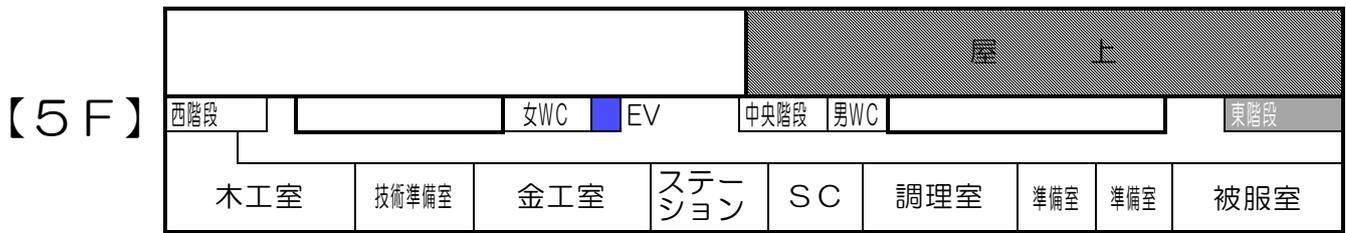
子供の考え

保護者の考え

スマホは電源を切って家族に預けるなど
勉強中は目の届かない場所に置きましょう!

※集中できる環境づくりには、保護者も一緒にスマホを使用しないなどの協力も大切です。

令和3年度 校舎配置図



令和3年4月23日

保護者・地域の皆様へ

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

学校における働き方改革への取組について（お知らせとお願い）

保護者・地域の皆様には、本市教育行政に多大なるご理解をいただいておりますことに感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、教育委員会と学校の取組にご協力やご支援をいただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、学校における昨今の課題の一つである「働き方改革」は、学校の状況を改善し、子どもたちが将来にわたって質の高い教育を受けられるようにするために必要不可欠であり、より効果的な教育活動を行うことができるように、更なる取組を進めていくことが重要であると考えております。

昨年4月には、市条例を改正し、教職員の正規の勤務時間外の在校等時間に上限を設定して、勤務時間・健康管理を意識した学校における働き方改革を一層推進することにいたしました。

これにより、本年度も各学校では、長期休業期間に閉庁日を設けたり、部活動時間の適正化や休業日の設定等を行ったり、「電話自動音声案内」を活用したりしながら、教職員の時間外勤務の削減や負担の軽減等に取り組んでまいります。

つきましては、今後も保護者・地域の皆様から、学校の「働き方改革」に対する一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

文化体育後援会会則

仙台市立宮城野中学校 文化・体育後援会

第 1 条 (名 称)

この会は、宮城野中学校文化・体育後援会（以下「本会」と称する）と称し、事務局を宮城野中学校内に置く。

第 2 条 (目 的)

本会は、宮城野中学校の文化面及び体育面の充実向上を図ることを目的とする。

第 3 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 文化活動及び体育活動の支援並びに奨励
- 2 各種大会及び対外行事等の激励並びに応援
- 3 その他本会の目的のために必要な事項

第 4 条 (組 織)

本会は、宮城野中学校の保護者及びその他本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第 5 条 (役 員)

本会は、次の役員を置き、任期を 1 年とする。但し再任を妨げない。

会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、常任理事 3 名、理事若干名、
事務長(学校) 1 名、副事務長(学校) 1 名^{*}、事務次長(学校) 1 名、
会計(学校 1 名) 2 名、監事 2 名

(理事若干名=PTA本部役員+若干名、会計=PTA会計+学校、監事=PTA監事)

※教頭 2 名の場合のみおくものとする

第 6 条 (役員を選出)

- 1 会長及び副会長は、役員会で選出する。
- 2 理事長は、父母教師会会長をもって当てる。
- 3 常任理事・理事・会計・監事は、会長が委嘱し、年度始めの父母教師会役員会において承認を受ける。

第 7 条 (役員の仕事)

- 1 会長は、本会を代表し会務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、その仕事を代行する。
- 3 理事長及び常任理事は、本会を運営し、会務の執行に参加する。
- 4 事務長及び事務次長は本会の運営に協力し、会務を処理する。
- 5 会計は、本会の会計を管理する。
- 6 監事は、会計の監査を行う。

第 8 条 (顧問、参加)

- 1 本会に、顧問及び参加を置くことができ、会長が委嘱する。
- 2 顧問及び参加は、重要事項について、諮問に応ずる。

第 9 条 (会 議)

本会の会議は役員会とし、年に 2 回開く。必要に応じて会長が招集する。

役員会では、会則の改正・予算・決算・その他必要な事項を審議決定する。

第 10 条 (会員に対する報告)

本会の事業及び会計、その他重要な事項を会員に周知させるための年 1 回の定期報告を行うものとする。

第 11 条 (会 計)

本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

第 12 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 13 条 (施 行)

この会則は、昭和 46 年 4 月 1 日より適用施行する。

付 則 昭和 51 年 3 月改正
昭和 58 年 4 月 1 日 文化・体育後援会と改称する。
平成 10 年 3 月改正
平成 16 年 3 月一部改正
平成 28 年 4 月 28 日一部改正

令和2年度 文化体育後援会費 会計決算報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 繰越金	872,198	872,198	0	昨年度より繰越
2 会費	1,628,300	1,722,800	94,500	コロナにより集金額¥3800を
3 雑収入	0	0	0	3年¥1800
4 その他	0	0	0	1, 2, 年¥2800に変更
合 計	2,500,498	2,594,998	94,500	

2 支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 庶務	5,000	0	△5,000	
2 市中総体	100,000	51,120	△48,880	市新人戦に代用, 参加費等
3 県中総体	150,000	46,200	△103,800	県新人戦に代用, 参加費・交通費等
4 東北総体	0	0	0	
5 文化部	300,000	44,320	△255,680	アンサンブルコンテスト参加費等
6 備品費	100,000	0	△100,000	
7 参加費	100,000	8,500	△91,500	対外試合負担金
8 活動援助	1,500,000	527,452	△972,548	協会登録費, コロナ対策費
9 全国基金へ	100,000	500,000	400,000	
10 予備費	145,498	0	△145,498	
合 計	2,500,498	1,177,592	△1,322,906	

3 差引額

(単位:円)

総収入額	総支出額	差引額	摘 要
2,594,998	1,177,592	1,417,406	残額は翌年度に繰り越します

監 査 報 告

通帳及び関係書類を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを報告します。

令和3年3月29日

監 事 外崎悦子

監 事 西村英代



令和2年度 全国基金 決算報告

収入総額 684,755 円
支出総額 0 円
差引総額 684,755 円

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
繰越金	184,755	184,755	0	
文化体育後援会から	100,000	500,000	400,000	
計	284,755	684,755	400,000	

2. 支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
全国大会補助	0	0	0	
計	0	0	0	

上記のとおり報告いたします。

令和3年 3月 19日

仙台市立宮城野中学校
文化体育後援会会計

阿部 司
長江 恭子



監査報告

監査の結果、諸帳簿並びに書類ともに適正に記載され、執行されていることを認めます。

令和3年 3月 22日

仙台市立宮城野中学校

文化体育後援会監事

外崎 悦子

文化体育後援会監事

西村 英代



令和3年度 宮城野中学校 文化体育後援会費 会計予算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 繰越金	1,417,406	872,198	545,208	
2 会費	2,602,810	1,628,300	974,510	$(3800 \times 721) \times 0.95$
3 雑収入	0	0	0	
合計	4,020,216	2,500,498	1,519,718	

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 庶務	5,000	5,000	0	
2 市中総体	150,000	100,000	50,000	
3 県中総体	250,000	150,000	100,000	
4 東北総体	500,000	0	500,000	
5 文化部	700,000	300,000	400,000	コンクール等参加費・楽器運搬費等
6 備品費	100,000	100,000	0	楽器・練習用具等
7 参加費	350,000	100,000	250,000	対外試合負担金
8 活動援助	1,700,000	1,500,000	200,000	協会登録費, 外部施設使用料等
9 全国基金へ	100,000	100,000	0	
10 予備費	165,216	145,498	19,718	
合計	4,020,216	2,500,498	1,519,718	

令和3年4月1日

上記のとおり計画いたします

職氏名 教諭 担当 阿部 司



令和3年度 仙台市PTA協議会会費について

年間会費は実家庭につき1000円です

仙台市PTA協議会は、187の単位PTAが力を合わせて子どもたちの健康と豊かな心を育み、安全・安心な学校生活を過ごせるよう活動しています。これからも会員の皆様の温かいご支援とご協力、並びに会費の納入につきましてお願い申し上げます。

会費の使い道は
大きく2つ

活動費

運営費 (予算の29%支出)

事業費 (予算の18%支出)

傷害補償制度 (予算の53%支出)
夏休みプール開放保険料含む

市P協の各種事業活動

大きな6つの柱があります

イベント

- ・仙台市PTA フェスティバル
- ・「守ろう大切な命」ポスターコンクール
- ・三行詩コンクール等

研修

- ・PTA会長研修会
- ・校長・PTA会長教育研修会
- ・日本PTA中2国内研修事業等

表彰

- ・優良PTA団体・個人の表彰
- ・広報紙コンクール表彰
- ・篤行・善行児童生徒表彰等

支援

- ・子どもたちの七夕飾りづくり「復興プロジェクト」支援
- ・小学校陸上記録会・中学校総合体育大会支援

交流

- ・市内各区PTA連合会との連携
- ・日本PTA・東北PTA・政令指定都市PTAとの連携等

提言

- ・仙台市教育委員会へ、各単位PTAからの要望を区P連がまとめて「要望書」の提出等

傷害補償制度

仙台市PTA協議会の傷害補償制度は、全国的にも手続きが大変簡略された優れた制度です。

ケガをされた場合は直接保険会社へ電話1本でOKです

2021年 仙台市PTA協議会 傷害補償制度のご案内

仙台市PTA協議会は、児童生徒の心身ともに健やかな成長と、PTA会員が安心してPTA活動ができることを心から願っています。日常生活やPTA活動における傷害事故・賠償トラブル等は全く予想ができず、思いがけないところで起こります。このような事故に対してPTA会員の皆様に、以下の補償を提供しています。なお、**保険料はPTA協議会会費1,000円に含まれておりますので、保険料だけの集金はございません。**

*「傷害補償制度」とは、学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険の総称です。

補償する主な例	児童生徒	PTA会員
	<p>☆学校管理下外で起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内でのケガ ・公園などで遊んでいるケガ ・スポーツをしているケガ ・PTA活動に参加してのケガ ・登校、下校中のケガ ・外来の手術 ……等 	<p>☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対する補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA主催のスポーツ大会でケガをした ・PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含） ・地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した ・PTA会議で弁当による食中毒 ・プール開放時に熱中症 ……等

保険期間：2021年4月1日～2022年4月1日

※通院は90日限度・入通院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件		補償項目	保険金額（補償限度額）	補償内容ならびに特記事項	
I 児童・生徒 証券番号 Y155979941	学校管理下外	死亡・後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。	
		入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（180日限度）	
		手術	4,500円～9,000円	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。	
		通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（90日限度）	
II PTA会員（児童・生徒） （注） 証券番号 Y155978861	PTA行事参加中 *プール開放事業を含む	死亡・後遺障害	300万円 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%お支払いします。	
		入院日額	3,000円 (3,900円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（180日限度）	
		手術	1.5～3万円 (1.95～3.9万円)	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。	
		通院日額	2,000円 (2,600円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（90日限度）	
III PTA会員 証券番号 Y155980451	PTA行事参加中	賠償	対人	1億円 / 1事故10億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・借用物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任はお支払いできません。
			対物	500万円	
			借用物	10万円 / 期間中500万円	

※上記Ⅱ、Ⅲ「PTA会員」とは、児童・生徒および両親の他に、同居の親族の方、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。

※上記Ⅱ、PTA会員欄のカッコ内の保険金額は、PTA活動中の児童・生徒に関わる治療期間が8日以上の場合の保険金額です（治療期間が8日以上の場合には、I学校管理下外補償と合算した金額となるためです）。治療期間が7日以内の場合には、児童・生徒についてもⅡPTA会員と同額の補償となります。

※プール開放中に関して、児童・生徒およびPTA会員の傷害補償制度は、上記Ⅱ、Ⅲ「PTA行事参加中」となります。

事故が発生したら（3つのご連絡方法から選択して下さい）

※ 事故連絡の方法①～③いずれの場合でも、必ず“契約者名：仙台市PTA協議会”とお申し出下さい。

- ①事故が発生したら、保護者が事故受付センター（東京海上日動安心110番）へ電話をし、事故報告をしてください。
■事故受付センター（東京海上日動安心110番）：0120-720-110（24時間365日）
その後、保険会社よりご連絡差し上げ、お手続きを進めさせていただきます。
- ②インターネット事故連絡
「東京海上日動 事故受付」と検索、東京海上日動HPよりインターネット事故受付が可能です。
- ③QRからの事故連絡（右のQRコードから事故の連絡もできます。）
*ご使用のパソコン・スマートフォン等によってはアクセスできない場合があります。
*事故連絡後必要な手続き完了後に、保護者の指定する口座に保険金が支払われます。また、事故に係わる情報につきましては所属の学校と情報共有させていただきます。



QRコード

東京海上日動火災保険株式会社

〈非幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社
AIG損害保険株式会社

- 事故受付センター（事故報告はこちら）：TEL 0120-720-110
【受付時間】24時間365日
- 取扱営業店：東京海上日動火災保険（仙台支店 仙台中央支社 TEL:022-225-6540
- 取扱代理店：ファイナンシャルアライアンス（仙台支店 TEL:022-796-0781

自転車条例対応

仙台市では自転車保険加入が義務化されました!

仙台っ子を24時間安心補償で見守ります

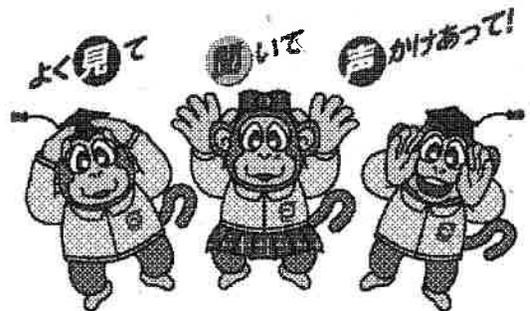
仙台市PTA協議会
推薦

団体総合生活保険

杜の都 こども総合保険

自転車条例とは

(仙台市自転車の安全利用に関する条例)
2019年1月1日より施行された条例であり、道路交通法を守ることはもちろんヘルメットの着用に努めることや、**2019年4月1日からは自転車損害賠償責任保険等の加入義務を定めています。**



例えば…こんなときにお役にたちます!

賠償事故

自転車で歩行人にケガをさせてしまった



示談交渉サービス付
(日本国内のみ)

車の窓ガラスを破損してしまった



商品を破損してしまった



もしも自転車事故で加害者になったら…
高額賠償事例 賠償額9,521万円
(神戸地裁平成25年7月判決)
男子小学生が夜間、自転車帰宅途中に歩行者の女性と正面衝突。
女性は頭がい骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。

お子様のおケガ

新型コロナウイルス感染症でも!
(除くベーシックプラン)

自転車でころんでケガをしてしまった

地震でも!

熱中症でも!

食中毒でも!

犬にかまれてケガをしてしまった



くおすすめプラン!スーパーワイドプラン・ワイドプラン>

ケガによる入院・通院だけでなく、**病気による入院費用・手術費用を補償いたします!**

※ご契約にあたっては学校からお配りする「パンフレット兼重要事項説明書」を必ずお読みください。

「杜の都こども総合保険」なら…

POINT

1

団体割引15%適用により一般でご加入よりもダンゼンお得!

POINT

2

傷害補償制度と同時に報告・請求 (One Stop サービス) が可能!

● 募集時期: 2021年4月~5月に学校PTAを通じて案内配布

● 保険期間: 2021年6月1日午後4時~2022年6月1日

■ 引受保険会社(幹事): 東京海上日動火災保険(株)

■ 引受保険会社(非幹事): 損害保険ジャパン(株)

AIG損害保険(株)

【取扱営業店】

東京海上日動火災保険(株) 仙台支店 仙台中央支社

TEL: 022-225-6540

【取扱代理店】

ファイナンシャルアライアンス(株) 仙台支店

TEL: 022-796-0781



仙台市PTA協議会